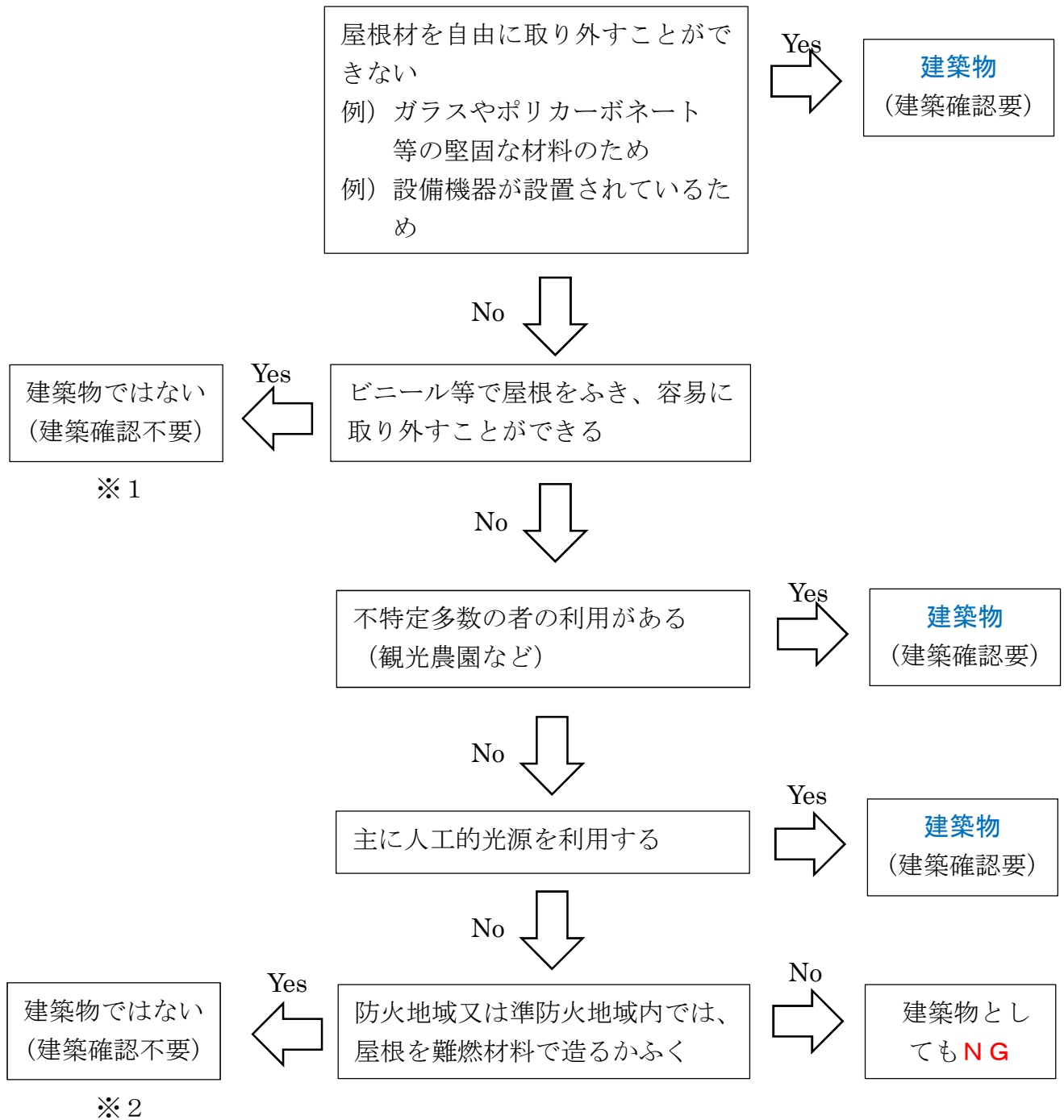


## 農業用温室の建築確認の要否について



※ 1 一時的にでも農作物等の栽培以外の用途とする場合や火気を使用する場合は消防部局と事前協議が必要

※ 2 ビニールなどの薄い材料による温室の場合以外は消防部局と事前協議が必要  
また、構造検討・避難計画を行っておく、火気を使用しない等の対応が必要